

令和4年10月27日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市教育委員会
教育長 小西 友吉



回答書

令和4年10月4日付けて提出された質問状につきまして、下記のとおり回答いたします。

- (1)保健給食課において学校給食設備等の衛生管理定期検査においてC判定された状況と、その後の改善状況について御解答ください。

学校給食設備等の衛生定期検査が検査日2022年6月9日五位堂小学校調理室において行われ検査票第2表の調理室の整理整頓等調理機器・器具とその保管状況の項目の7番「食器・容器や調理器具の洗浄は、適切な方法で行われ、洗浄後の食器から残留物は検出されていないか」の項目において学校薬剤師部会・香芝支部の名前でB判定されています。

- ①五位堂小学校における2022年3学期の検査票には、検査票第2票7番の項目は、C判定されていました。同小学校においての7番にあたる項目が3学期にどのような内容でC判定であったのか。またどのような改善が行われB判定に変わったのか。

【回答】

当初2022年2月9日の検査において、学校給食設備等の衛生管理定期検査票第2票項番7が評価でC「改善を要するもの」とされましたのは、検査対象の食器「わん」からでんぶん性残留物が検出されたためでございます。この検査結果につきましては、調理業務受託業者に情報共有を行い、併せて確実な洗浄作業をするように指示をしております。これらを受けて受託業者が確実な洗浄を行ってきたところです。その取組の結果、2022年6月9日の検査では評価でB「普通」を受けています。

- ②同7番においてのA、B、Cの各判定の基準を示してください。

【回答】

評価の基準は以下の通りでございます。

評価A「良好なもの」：食器具、容器や調理器具が新しく、残留物が検出されない。

評価B「普通」：残留物が検出されない、もしくは残留物が検出されたが少量である。

評価C「改善を要するもの」：残留物が検出された。

③判定において対象となる食器・容器とは、どのようなものでしょうか。

【回答】

検査対象となる食器・容器は「さら」と「わん」でございます。

④同検査は、どのように対象となる食器・容器の抽出方法をとられているのでしょうか。

【回答】

検査対象となる食器や容器は、無作為に抽出しております。

⑤検査される方法を明らかにしてください。

【回答】

検査方法は以下の通りでございます。

さら：クルクミン溶液を塗布し、245nmの紫外線照射により脂肪性残留物を検査

わん：ヨウ素溶液を塗布し、変色によりでんぷん性残留物を検査

⑥C判定された同年3学期において、どのような体制で改善を検討されましたか。

【回答】

保健給食課栄養職員を中心に検討いたしました。

⑦改善すべきとされた後、どのような改善を図られたのか示してください。

【回答】

調理業務受託業者に検査結果の情報共有を行い、併せて確実な洗浄作業をするように指示しております。これらを受けて受託業者が改めて確実な洗浄を行うようにいたしました。

⑧今後食器・容器等の洗浄が今回のようにC判定されないように対策を取られたのかを示してください。

【回答】

回答⑦のとおりですが、改めて2022年8月に調理業務受託業者に対して食器の洗浄について具体的な注意点を資料として配付しております。